特定公共賃貸住宅の入居者募集

現在、空室となっている特定公共賃貸住宅の入居者を募集します。入居を希望される方は、必要書類を添えて申込みください。**また、現状の状態にてお借りいただきますので、住宅見学を行ったうえ、申し込みください。**

1　公募住宅の概要

種別	地域	住宅名称及び所在地	構造・建築年度	間取り	月額家賃	駐車場	地デジ受信
特定公共賃貸住宅	西海	久家団地 （１階 103 号） 久家 23 番地１	ＲＣ造３階建 （平成８年度）	３ＬＤＫ 94.94 ㎡	37,000 円	有	※
		久家団地 （３階 301 号） 久家 23 番地１	ＲＣ造３階建 （平成８年度）	４ＤＫ 94.94 ㎡	37,000 円	有	※

（※）テレビ難視聴地域ですので、ケーブルテレビ等への加入が必要です。

（１）単身での申込みはできません。
（２）敷金は月額家賃の３か月分、共益費は別途必要です。

2　申込み方法（次の書類を提出してください。）

（１）入居申込書
（２）同意書　各１部(地方税及び暴力団関係)
（３）その他提出書類（次の事項に該当される方）
① 婚約している方（３か月以内に婚姻される方）･･･ 婚約証明書
② 町外在住の方 ･･･ マイナンバーが記載されている住民票
③外国籍の方 ･･･ 住民票又は在留カードの写し
（国籍や在留資格等が確認できるもの）
④ 申込みを代理人が行う方 ･･･ 委任状

※必要書類は、愛南町ホームページ又は、本庁建設課・各支所にあります。

3　申込先　　本庁建設課又は各支所

4　申込受付期間

期間：令和８年１１月４日(水)から 11 月 13 日(金)まで（土、日、祝日は除く。）
時間：午前８時 30 分から午後５時 15 分まで

5　入居者資格（次のすべての条件を満たしていること。）

（１）住宅にお困りの方で、町内に居住を希望する方

※原則として、持ち家のある方に申込資格はありませんが、特別な事情の場合は別途、相談を受けます。

（２）入居しようとする方全員の総所得額が、政令で定める収入基準 158,000 円以上 601,000 円以下（月額所得）であること。
ただし、50 歳未満の者であって今後所得の上昇見込みがある場合は、139,000 円以上となります。

【例】夫婦（給与所得者）、子ども２人の４人家族の場合

①年間総所得：374 万（夫 280 万、妻 94 万）
②控　除：同居者 1 人に付き 38 万円の控除×3 名＝114 万円
給与所得者 1 人に付き 10 万円の控除×2 名＝20 万円
(①-②)240 万円÷12 か月＝20 万円(月額所得)となり、収入基準を満たします。

（３）入居申込者全員に町税等の滞納がないこと。
（４）現に同居し、又は同居しようとする親族（婚約者は、入居後３か月以内に婚姻することを条件とする）があること。
（５）入居しようとする方全員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号の規定による）でないこと。

６　申込住宅の見学

申込受付期間中であれば、随時御覧になれますので、以下のお問合せ先まで御相談ください。

７　申込みから入居まで

（１）提出された申込書類について入居資格審査を行います。
（２）入居資格を満たしている方が２名以上の場合は、抽選により入居者を決定します。
なお、抽選日は令和８年 12 月 11 日(金)を予定しておりますが、直前になっても案内文書が届かない場合は、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。
（３）入居が決定した方は、入居決定日から 10 日内に入居手続き（連帯保証人２名要）をしていただきます。
（４）令和９年１月頃からの入居となりますが、工事中のため入居までに多少時間のかかる住宅もあります。
（５）入居日から１４日以内に、住宅所在地への住民票異動手続きが必要です。

【お問い合わせ先】
〒798-4196　愛南町城辺甲 2420 番地　愛南町役場　建設課　管理係
TEL 0895-72-7313(直通)　　FAX 0895-72-1214